

那珂川町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和4年1月

那珂川町

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、栃木県の東北東に位置し、北は大田原市、南は那須烏山市、西はさくら市、東は茨城県大子町、常陸大宮市と接している。平成17年10月に馬頭町と小川町が合併し、旧町間を流れる那珂川を町名の由来とした。

町の総面積は192.84km²で、東西約23km、南北約19kmと東西に長く、地形的には、八溝山地の最高峰の八溝山(1,022m)から南西方向に連なる山地が大半を占め、高倉山(502m)を中心とする丘陵地帯、鷲子山(468m)の北西斜面の丘陵地帯、さくら市から続く西部の喜連川丘陵地帯、那珂川沿いに広がる平坦地帯等で構成される。

町の総面積192.84km²のうち、山林面積が123.43km²で、山林の比率は約64%となっている。民有林の現況は、戦後続けられてきた造林の推進により、人工林面積は5,250ha、人工林率は約42.5%となっており、豊かな森林資源が形成されている一方、林業の採算性の悪化や林業従事者の高齢化・減少等により間伐等の施業が十分に実施されず、また、伐採しても適切な植栽等が行われていない状況も見られ、持続可能な林業経営の問題が懸念されている。

このような中、平成26年(2014年)10月に本町において木質バイオマス発電所が本格稼働し、燃料である間伐材の継続的な需要が生まれ、間伐材が長期的かつ安定的に買い取りされることで、山林所有者の所得向上はもとより、雇用創出など地域に波及効果をもたらした。

また、木質バイオマス発電所への安定的な原料供給体制を強化するために、間伐・作業道開設等が進むことで、地域林業の振興に直接的な効果が及ぶほか、山林の適正な管理により自然環境の保護を図り、林業の活性化に努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	地目		面積	備考
	登記簿	現況		
栃木県那須郡那珂川町 大山田下郷 3568 番地 74	学校用地	雑種地	2,459 m ²	木質バイオマス発電施設

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	1,995 kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
<p>(1) 当町に賦存する間伐材などの未利用材を木質バイオマス発電事業者が、長期的かつ安定的な価格で買い取ることにより、未利用材の利用促進を図り、森林所有者等の山林所得の向上を実現する取組</p> <p>(2) 当町において森林経営計画の策定区域の拡大を進めることで、植栽・保育・伐採の森林資源の循環利用が持続可能な森林づくりを目指す取組</p> <p>(3) 森林経営計画区域内に適切な作業路網を整備し、作業の機械化を推進することで、作業の効率化を図り、高齢化や収益向上に対応した林業の実現への取組</p>	

6. 自然環境の保全と調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配置を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間 1,400 万 kWh の送電及び 33,000～35,000 トンの未利用材の安定した活用を図るとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画について、その実施状況（稼働状況、農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を本町に報告することとする。また、目標が達成されない場合は、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復を行う義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

(3) 区域外の関係者との連携

本町及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。



那珂川町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画
令和4年1月
生活環境課環境推進係
〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 番地
TEL 287-92-1110 FAX 0287-92-3699
E-mail ksuishin@town.tochigi-nakagawa.lg.jp